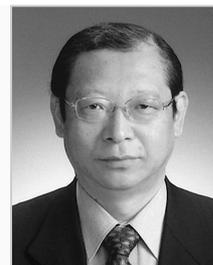


民主的・模範的な議事運営に感謝

常議員会議長 飯野 紀夫(30期)



皆様のおかげで

一体どのようにしたら適正で円滑な議事の進行ができるのか。議長になるまでは、大変に心配であった。しかし、なってみると、何とかやれている。それは、有能な理事者や委員会の正副委員長、それに縁の下の力持ちの職員各位のご尽力によるものである。また、弁護士会規に精通している米山副議長の存在は、本当に頼もしい限りである。これら皆様に感謝の気持ちで一杯である。

そんな年になったのか

議長になってから、先進会員感謝慰労の会での乾杯の音頭や運動会での万歳三唱を仰せつかった。こういうことは、高齢の会員がするものだとばかり思っていたので、指名された時には少しショックだった。しかし、自分が常議員会を代表する議長で、還暦を2年も過ぎていることを思えば素直に納得した。

居眠りができない

常議員会は、いつも、クレオを可動壁により3分の1位に仕切った階段を上がって右端の部屋で開かれる。常議員の席は、コの字型に机が並べられ、同じ高さに、理事者の席がある。しかし、議長席は、それより一段高い演壇の上にあるため、常議員の顔がよく見える。ところで、私は、今回を含めて5回常議員を務めているが、遺憾ながら、過去において常議員席でついウトウトしてしまったことがある。しかし、今回だけ

は、さすがに議長席に座っているので、そういうわけにはいかない。緊張感と責任感から、到底居眠りなどできない。また、議長席から見渡して、これまで一度も常議員の皆さんの居眠りを見たことがない。これは、会議中、進行予定表ばかりに目がいって、議場をくまなく見て回れるだけの精神的余裕が議長に無いからなのか？ 実際のところ、議長として真剣に議場を見渡すのは、採決で挙手の数を確認する時だけだ。そういえば自分には、常議員席で居眠りし、辺りの様子から「はっ」と目が覚め、慌てて手を上げた恥ずかしい経験が過去にある。しかし、本年度の常議員には、そういう人はいない。

常議員会は模範的

本年度の常議員の皆さんは、大変良識が豊かであって、節度を持って審議にあたっていた。反対意見がどんなに強く述べられても、採決は粛々となされ、その採決結果を尊重するという民主的ルールが堅持されている。したがって、どこかの国の国会のように、体を張って実力で反対するとか、議場を占拠して採決をさせないとか、審議を拒否し、貴重な審議時間を無駄にするなどということは全くあり得ない。

民主的で模範的な議事運営に常議員の皆さんが一丸となって取り組んでおられる姿にただ感謝するばかりである。

常議員会副議長に就任して

常議員会副議長 米山 健也 (44期)



常議員会副議長の職務

「常議員会に、議長及び副議長一人を置く」(東京弁護士会会則第51条第1項)

「議長は、議事を整理し、常議員会を代表する」(同条第2項)

「副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、議長の職務を行う」(同条第4項)

このように、常議員会副議長の職務は、主として議長を補佐することにあります。

しかし、本年度の飯野紀夫常議員会議長は、周到な事前準備のもとに的確な議事運営をされており、私が副議長として、飯野議長を補佐するという場面はまったくありません。

私は、常議員会副議長に就任するにあたって、複数の先輩方から、「副議長の仕事は、毎回、常議員会に出席すること、そして、議事の途中に居眠りをしないこと」と教えられましたが、とりあえず、この二点だけは忠実に守っている次第です。

本年度の常議員会副議長を務めて

私は、平成10年度において、常議員を務めました。したがって、今回、常議員を務めるのは2回目となります。

平成10年度の常議員会と本年度の常議員会、11年間の時代を経て、変化を感じる部分は多々ありますが、その一つは、「弁護士登録及び登録換えのための入会申込み可否決定」に関する議題が毎月のように出されること、そして、その議案の多さ(東京弁護士会への入会申込者の多さ)ではないかと思えます。

このこと背景には、法曹人口の飛躍的増大や、また、弁護士の流動性の高まりという問題があります。

入会申込み可否の議題については、ほとんどの議案が

特段の問題がないものとして、質問や討論がないまま承認されております。

しかし、この議題は、弁護士自治の根幹にもかかわる重大な問題であり、現に、本年度においても、かなり長時間をかけて討論された議案がありました。

最近の常議員会での議論の状況はあまりよく知りませんが、本年度の常議員会においては、実質的な議論を要する議題や議案については、活発に議論がなされています。

また、その議論も、自らと反対の意見を持つ常議員の意見をも十分に尊重しつつ、節度をもって行われており、常議員、ひいては東京弁護士会会員の良識を強く感じます。

さらに、副議長としての職務を通じて知ったことは、理事者が、毎回の常議員会に先立ち、きわめて多くの問題点につき、周到な準備をされて、常議員会に臨まれているということです。

加えて、常議員会での説明に備え、膨大な時間をかけて準備をされる各種委員会の正副委員長等、説明員の会員の方々の熱意には、誠に頭が下がる思いです。

終わりに

「弁護士会員は、常議員会の議事を傍聴することができる」(東京弁護士会会則第54条第1項)

会員の皆様方には、ぜひ、お時間が許す限り、常議員会の議事を傍聴していただきたいと思えます。

常議員会は、総会に次ぐ東京弁護士会の重要な意思決定機関であり、そこで、議論される問題は、会員一人ひとりにとっても重要な問題であるからです。

欠席しないこと、居眠りをしないことだけが取り柄の副議長ですが、残された任期を精一杯まっとうしたいと思えます。